

# 新型コロナウイルス感染症対応融資に係る 黒石市利子補給制度（新設）のお知らせ

市内の事業者が新型コロナウイルス感染症に対応する国又は青森県の融資制度を利用した場合に生じる利子（実質負担分）を、予算の範囲内で、年額10万円を上限に令和7年12月31日まで補給します。

## 1 補助対象者の要件

本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者で、以下①から④の要件を全て満たす方

- ① 令和2年1月29日から令和3年1月31日までに、次のア又はイの融資制度のうち新型コロナウイルス感染症に対応する融資を受けていること。  
ア 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度  
イ 政府関係金融機関による融資制度
- ② 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収が猶予されているものを除く。  
ア 法人の場合は、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税  
イ 個人事業者の場合は、市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
- ③ 法令又は公序良俗に反していないこと。
- ④ 黒石市暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと。

## 2 利子補給の期間

令和7年12月31日まで（予算額を超えた時点で終了）

## 3 利子補給の額

新型コロナウイルス感染症に対応する融資による借入金の利子として、補助対象者が毎年1月1日から12月31日までに金融機関に支払った額から、国又は青森県から受ける利子補給額を差し引いた額（1円未満切捨て）。

ただし、融資の件数に関わらず、1事業者につき毎年度10万円を上限とします。

## 4 申請手続き

事前に商工課にご相談のうえ、令和3年2月5日（金）までに申請してください。

※利子補給を受けようとする方は全員、申請が必要です。

※申請は、法人又は個人事業者単位とします。

※申請書類や手続き等の詳細は、市ホームページでご確認いただくか、商工課にお気軽にお問い合わせください。

## 提出先・問合せ先

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1 黒石市産業会館3階  
黒石市 商工観光部 商工課 ☎0172-52-2111（内線641・642）  
受付時間 平日の午前8時15分から午後5時まで

©新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用・手指消毒・来庁記録記載にご協力ください。